

令和8年 第3回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年3月25日 午後2時55分から午後4時30分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（14名）

会長
会長代理

3番	船	川	由	孝
2番	松	島	政	雄
1番	新	井	智	子
4番	伊	丹		栄
5番	植	竹	一	寿
6番	石	川		広
7番	野	川		博
8番	江	森	敦	夫
9番	熊	谷	隆	夫
10番	倉	持	昭	夫
11番	増	田	隆	司
12番	眞	中	一	夫
13番	山	中		栄
14番	増	山	勝	一

農地利用最適化推進委員（5名）

丸	山	洋	之
富	山	悦	雄
梅	山	友	行
石	関		功
小	川		肇

4 欠席委員（1名）

農地利用最適化推進委員

小池昭三

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

6 その他

7 事務局

局長 宮澤徳久

主幹 栗山浩史

主任 松本真由美

主任 沢村武士

開会 午後2時55分

◆局長

令和8年第3回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の農業委員の出席は14名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立いたします。

また、本日の農地利用最適化推進委員の出席は5名です。

それでは、開会に先立ちまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

本日は、次第5その他の説明員として、農業振興課の担当が同席いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり進めることとなっています。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、議事録の確認を行います。今回は、令和8年第1回1月の総会議事録を確認します。

何かご意見等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和8年第1回1月の総会議事録の確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、4番の伊丹委員、5番の植竹委員にお願いします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は3件でございます。

場所については、資料2、No.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 上吉羽字屋敷前〇〇、登記地目、現況地目ともに田、面積168㎡、譲受人 上吉羽〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 上吉羽〇〇 〇〇〇〇

本案件は、申請地の隣地で耕作をしている譲受人が、農地の維持管理に困っていた譲渡人から農地の譲り受けの相談を受け、快く引き受けることに至った申請です。

このことから譲渡理由は経営規模縮小、譲受理由は経営規模拡大としてあります。

譲受人の耕作面積 12,437㎡、家族数2人 耕作者数2人。

所有権移転となります。

ここで、家族数と耕作者数について補足させていただきます。農家台帳上2人となっていますが、譲受人の敷地内に別世帯で住んでいる息子さんがおり、譲受人とともに耕作をしていて、今後も一緒に耕作することを確認しています。

したがいまして、耕作者数については、息子さんも合わせて3人となりますことを報告させていただきます。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

事務局から申請に至る経緯等詳細な説明がありましたが、今回の申請地は、狭く耕作しづらい農地と伺っています。

今回、隣接する農地所有者の譲受人と協議が整い、双方了承の上での申請です。

3月15日に譲受人宅を訪問し、状況及び現場の確認をしました。問題はないと思われれます。

以上です。

◆会長

1番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

1番の案件は承認されました。

続いて、2番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

場所については、資料 2、No. 2 をご覧ください。

番号 2、土地の所在 上吉羽字裏〇〇外 1 筆、登記地目、現況地目ともに田、合計面積 796㎡、譲受人 上吉羽〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 上吉羽〇〇 〇〇〇〇

当該申請地は、以前より譲受人が譲渡人から借りて、農地を利用していました。

譲受人が引き続きその農地を利用していくにあたり、当該農地を所有したい旨を譲渡人に相談したところ、譲渡人も今後農地を維持管理していくことは困難であると考え、今回の申請に至ったものです。

このことから、譲渡理由は経営困難、譲受理由は経営規模拡大としてあります。

譲受人の耕作面積 189,785㎡、家族数 3 人、耕作者数 1 人。

所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

3 月 1 5 日に現地を確認し、譲渡人と譲受人に直接お会いし、お話を伺いました。

譲渡人は高齢により土地の維持管理が困難なため、農地を売却したいとのことでした。

譲受人は農機具も揃っており、特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

2 番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、2 番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

2 番の案件は承認されました。

続いて、3 番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

場所については、資料 2、No. 3 をご覧ください。

番号 3、土地の所在 幸手字前〇〇外 1 筆の一部、登記地目、現況地目ともに田、合計面積 2,550㎡、借受人 幸手〇〇 〇〇〇〇、貸出人 幸手〇〇 〇〇〇〇

本案件は、子である借受人が新規就農して苺を栽培するため、農地を父から借り受ける申請となっています。

このことから、貸出理由は子の就農協力のため、借受理由は新規就農のためとされています。

借受人の耕作面積 4,651㎡、家族数5人、耕作者数2人。

使用貸借権設定となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

3月15日に電話で確認をしました。現場はスーパーの北300mくらいのところにある農地です。貸出人は父親であり、借受人である子の苺栽培に協力するため農地を使用貸借するとのことでした。

この申請については、問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

◆会長

3番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、3番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

3番の案件は承認されました。

議案第1号は終了します。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は2件でございます。

場所については、資料2、No.4をご覧ください。

番号4、土地の所在 幸手字前〇〇、登記地目、現況地目ともに田、面積 699㎡、
借受人 中一丁目〇〇 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 茨城県猿島郡五霞町〇

○ ○○○○、転用目的 建売住宅2棟、農地区分は第2種農地となります。
所有権移転となります。

開発行為に関して、建築指導課に確認したところ、都市計画法第34条第11号区域
であり、住宅の建築が可能とのことで、許可の見込まれる案件とのことでした。

なお、農地転用許可と開発許可は同日となる予定です。

資料3の配置図をご覧ください。

排水については、敷地東側に水路があり、そちらに排水する計画となっています。

また、東側水路には新設のコンクリートブロックを設置する計画のため、雨水及び土
砂の流出等による周辺への影響はございません。

本案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに資料を確認していただき
ており、許可の見込みがあることを確認しています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準ともに満たしていると考えています。
以上です。

◆会長

この案件については、○○番の○○委員から意見を伺いたいと思います。

○○委員、お願いします。

◆担当委員

3月15日、現地確認と譲受人及び譲渡人の代理人にお話を伺いました。

譲渡人は五霞町にお住まいで、ご自身のお仕事が忙しくなり、今後の管理が難しいと
いうことで、今回譲り渡すことに至ったそうです。

問題はないと思われませんが、皆様のご審議をお願いします。

◆会長

4番の案件について、何か質問等ございますか。

◆委員

この申請農地については、数年前に農業委員会に農地法第3条の申請で母から子への
生前贈与ということで許可された案件でしたが、それについては何か問題はないのでし
ょうか。

◆事務局

おっしゃるとおり、農地法第3条で取得して、畑として野菜を植え付けしたのですが、
住宅と住宅の間で日陰になってしまい、野菜の生育が悪く、畑として耕作していくこと
は困難だということで、今回、農地転用の申請に至ったそうです。

事務局では耕作していたことを確認していますので、問題はないと考えています。

◆会長

他に何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、4番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

4番の案件は承認されました。

続いて、5番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

場所については、資料2、No.5をご覧ください。

番号5、土地の所在 下川崎字前〇〇外4筆、登記地目は田、現況地目は畑、合計面積 489.55㎡、譲受人 茨城県猿島郡境町〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 中五丁目〇〇 〇〇〇〇、転用目的 貸資材置場及び貸駐車場、農地区分は第2種農地となります。

所有権移転となります。

資料3の配置図をご覧ください。

申請地の東側に水路がありますが、水路の外縁はコンクリートで打設しており、申請地より高くなっているため、水路側に雨水や土砂等の流出はございません。

また、申請地には、送電線が空中に通っている農地が2筆あり、地役権が設定されていますが、権利者からの同意を得ていることも申し添えます。

本案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに資料を確認していただき、許可の見込みがあることを確認しています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

3月19日に申請地を確認しました。

代理人に内容を伺うと、譲渡人は申請地を10年以上耕作しておらず、維持管理に苦勞し、処分を考えていたとのこと。また、譲受人は境町で故障車両のレッカー移動や修理を行っており、幸手市付近に対応拠点を探していたところ、条件に合った今回の申請地を紹介されたため、譲り受けることに至ったというものです。

今回の申請地には盛土もせず、現況のまま車両置場として使用するもので、施工作業等十分な管理をするとのことですので、問題のない案件であると思います。

以上です。

◆会長

5番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、5番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

5番の案件は承認されました。

議案第2号は終了します。

続いて、議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてご説明申し上げます。

今回の農地中間管理事業の権利の設定を受ける借受人は4名となっています。

以上です。

◆会長

1番及び2番については、幸手地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

(1番及び2番について説明)

問題はないと思われます。

以上です。

◆会長

1番及び2番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

3番及び4番については、吉田地区の案件となりますが、地区の推進委員の〇〇委員がご欠席のため、事務局から説明をお願いします。

◆事務局

権利の設定を受ける耕作者の合同会社〇〇は、以前から地元を中心に耕作をしている農業者です。昨年12月に開催した地域協議にもご参加いただいております。今後耕作していくことに問題はないとの報告を〇〇委員より受けています。

事務局からは以上です。

◆会長

3番及び4番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

5番及び6番については、八代地区の案件となりますが、私の関係する案件を含みますので、一時席を外させていただきたく存じます。

なお、議事進行については会長代理にお願いしたいと思います。

◆会長代理

それでは、会長に代わりまして、議事の進行を務めさせていただきます。

5番及び6番については、八代地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

5番及び6番の借受人は(有)〇〇であり、問題はありません。

以上です。

◆会長代理

5番及び6番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

会長にお戻りいただきたいと思います。

◆会長

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見なしということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

議案第3号については承認されました。

次に、報告事項に移ります。

報告第1号について、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域の農地転用4条の届出1件を報告する)

◆会長

続いて、報告第2号について、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域の農地転用5条の届出3件を報告する)

◆会長

大変お疲れ様でした。

皆様のご協力により、全ての議事が終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

続いて、次第5のその他に移らせていただきます。

(農業振興課担当から説明をする)

(事務局から事務連絡を行う)

皆様、お疲れ様でした。

最後に、閉会にあたりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、よろしくをお願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後4時30分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和8年6月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 伊 丹 栄

署名委員 植 竹 一 寿